

国民保護に関する鶴ヶ島市計画（変更案）の概要

1 市町村国民保護計画

武力攻撃や大規模テロ等に対し避難・救援などの国民保護に関する措置を迅速かつ的確に実施するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）及び国の「国民の保護に関する基本指針」並びに埼玉県「国民保護に関する埼玉県計画」に基づき策定するもの。

2 本市の現行計画の概要

現行の「国民保護に関する鶴ヶ島市計画」は平成19年1月に策定。「第1編 総則」、「第2編 平素における準備編」、「第3編 武力攻撃事態等対処編」、「第4編 市民生活の安定編」、「第5編 財政上の措置編」、「第6編 緊急対処事態対処編」の6編で構成。

3 変更理由

国の「国民の保護に関する基本指針」が平成29年12月に変更されたことを受け、埼玉県の「国民保護に関する埼玉県計画」が平成30年12月に変更されたことなどによるもの。

4 主な変更内容

（1） 国の基本指針改定に伴う変更

① 武力攻撃等の態様と留意点

「武力攻撃事態の特徴と留意点」として、（1）着上陸侵攻の場合、（2）ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、（3）弾道ミサイル攻撃の場合、（4）航空攻撃の場合を追加。「緊急対処事態」として、（1）攻撃対象施設等による分類、（2）攻撃手段による分類を追加。

② 情報収集、伝達体制の構築と、情報伝達手段の多重化等の推進

「情報収集、伝達体制の構築」として、「通信の確保」、「被災情報の収集、報告に必要な準備」、「安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備」を追加。警報の住民への周知方法に、「市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める」旨を追加。

③ 避難施設の指定要件

「市は県が行う指定要件を満たす避難施設の指定に対して協力する」旨、避難施設の指定要件に係る記載を追加。

④ 武力攻撃事態等に特有な訓練の実施

武力攻撃事態等に特有な訓練等の実施にあたっては、様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める旨を追加。

⑤ NBC攻撃による汚染への対処

対応時の留意事項を追加。

(2) 県の基本計画との整合性に伴う変更

① 武力攻撃等の態様と留意点

国及び県が想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態に係る記載を追加。

② NBC攻撃による汚染への対処

対応時の留意事項を追加。

③ 想定する緊急対処事態とその対処措置

国が想定する4つの緊急対処事態と、県が想定する3つの事態を追加。

(3) その他

前回計画変更からの時点修正、資料編の修正など